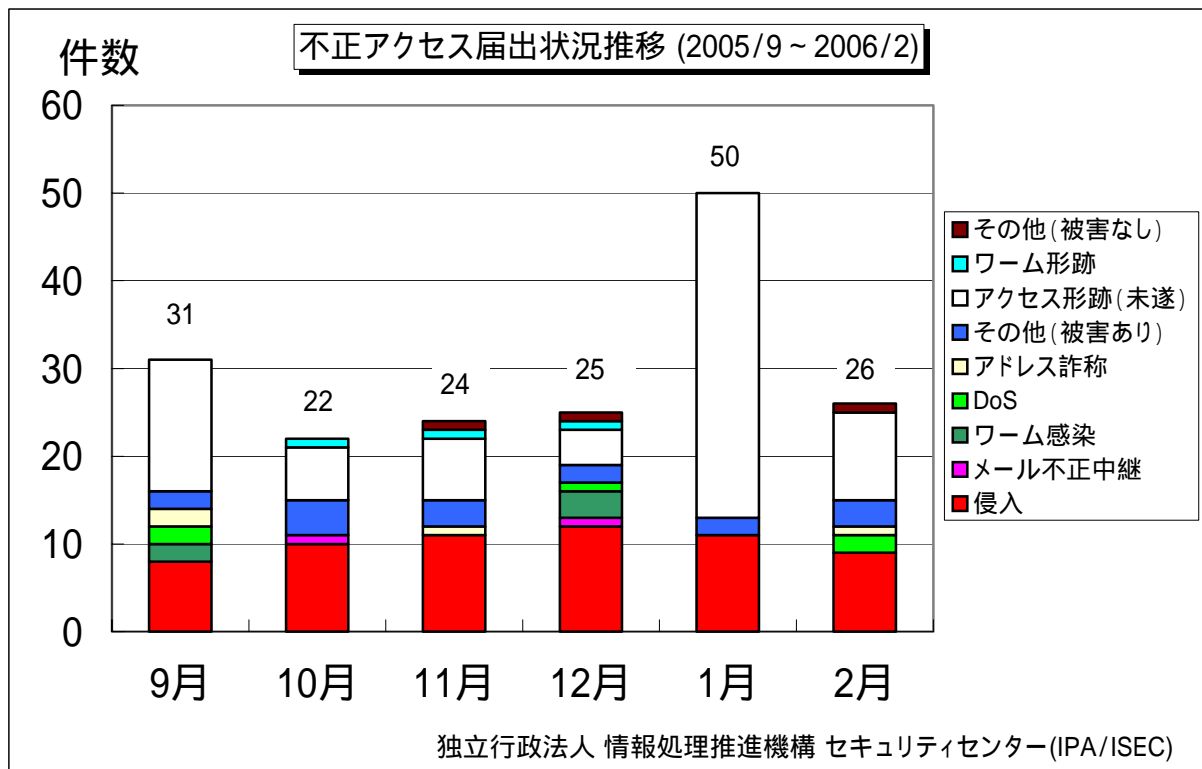


## コンピュータ不正アクセスの届出状況 [2006年2月分] について

### 1. 不正アクセス届出の詳細

#### (1) 不正アクセス届出件数の月別推移



#### (2) 不正アクセス届出種別の月別推移

届出種別	9月	10月	11月	12月	1月	2月
侵入	8	10	11	12	11	9
メール不正中継	0	1	0	1	0	0
ワーム感染	2	0	0	3	0	0
DoS	2	0	0	1	0	2
アドレス詐称	2	0	1	0	0	1
その他(被害あり)	2	4	3	2	2	3
アクセス形跡(未遂)	15	6	7	4	37	10
ワーム形跡	0	1	1	1	0	0
その他(被害なし)	0	0	1	1	0	1
合計(件)	31	22	24	25	50	26

注) 網掛け部分は、被害があった届出種別を示しています。

### (3) 届出者別件数

個人ユーザからの届出が約6割と、多数を占めています。

注)割合の数字は小数点第二位を四捨五入していますので、合計が100%ちょうどにならない場合があります。

原因	届出件数					
	2006年2月		2006年1月(前月)		2005年2月(前年同月)	
一般法人ユーザ	2	7.7%	8	16.0%	8	12.7%
個人ユーザ	15	57.7%	38	76.0%	53	84.1%
教育・研究機関	9	34.6%	4	8.0%	2	3.2%
合計(件)	26		50		63	

### (4) 被害原因別件数

2月に届出されたうち被害のあったもの15件について、原因の内訳は、ID・パスワード管理不備が7件、古いバージョン使用・パッチ未導入が3件、などでした。

原因	届出件数					
	2006年2月		2006年1月(前月)		2005年2月(前年同月)	
ID・パスワード管理不備	7	46.7%	4	30.8%	3	33.3%
古いバージョン使用・パッチ未導入	3	20.0%	5	38.5%	1	11.1%
設定不備	0	0.0%	0	0.0%	1	11.1%
不明	2	13.3%	3	23.1%	3	33.3%
その他(DoSなど)	3	20.0%	1	7.7%	1	11.1%
合計(件)	15		13		9	

注)割合の数字は小数点第二位を四捨五入していますので、合計が100%ちょうどにならない場合があります。

## 2.2月に掲載した脆弱性情報

2月にIPAにて掲載した、脆弱性に関連する他組織からのお知らせです。

#### Microsoft

- ・ Internet Explorer 用の累積的なセキュリティ更新プログラム (MS06-004)
- ・ Windows Media Player に脆弱性 (MS06-005)
- ・ Windows Media Player プラグインの脆弱性 (MS06-006)
- ・ TCP/IP の脆弱性により、サービス拒否が起こる (MS06-007)
- ・ WebClient サービスの脆弱性 (MS06-008)
- ・ 韓国語版 Input Method Editor に、特権が昇格される脆弱性 (MS06-009)
- ・ PowerPoint 2000 の脆弱性により、情報漏えいが起こる可能性 (MS06-010)

#### Sun Microsystems

- ・ Java Runtime Environment に脆弱性

#### Mozilla Foundation

- ・ Firefox および SeaMonkey に脆弱性

## Adobe Systems

- ・ Photoshop CS2、Illustrator CS2、Creative Suite 2.0 に脆弱性

## その他

- ・ メールソフト「AL-Mail」の脆弱性
- ・ メールソフト「Becky! Internet Mail」の不具合

詳細は以下の URL を参照してください。

「脆弱性関連情報 2006 年 2 月分」

<http://www.ipa.go.jp/security/news/news0602.html>

### ・コンピュータ不正アクセス被害の届出制度について

コンピュータ不正アクセス被害の届出制度は、経済産業省のコンピュータ不正アクセス対策基準に基づき、'96 年 8 月にスタートした制度であり、同基準において、コンピュータ不正アクセスの被害を受けた者は、被害の拡大と再発を防ぐために必要な情報を I P A に届け出ることとされています。

I P A では、個別に届出者への対応を行っていますが、同時に受理した届出等を基に、コンピュータ不正アクセス対策を検討しています。また受理した届出は、届出者のプライバシーを侵害することがないように配慮した上で、被害等の状況を分析し、検討結果を定期的に公表しています。

#### コンピュータ不正アクセス対策基準

- ・ 通商産業省告示第 3 6 2 号 平成 8 年 8 月 8 日制定
- ・ 通商産業省告示第 5 3 4 号 平成 9 年 9 月 24 日改訂
- ・ 通商産業省告示第 9 5 0 号 平成 12 年 12 月 28 日改訂
- ・ 経済産業省告示第 3 号 平成 16 年 1 月 5 日改訂

### お問い合わせ先

独立行政法人 情報処理推進機構 セキュリティセンター

加賀谷 / 花村 / 内山

Tel:03-5978-7527 Fax:03-5978-7518 E-mail:isec-info@ipa.go.jp